

障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会  
障害児者の教育・福祉・医療等の拡充を求める要望書

に対する文書回答

平成 25 年 7 月 17 日

## 回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会）

## （要望項目）

- 2 聴覚障害教育を充実してください。
- ①だいせん聴覚高等支援学校については以下のことに留意して進めてください。また、大阪府北部地域にも聴覚高等支援学校を設置してください。
- ア) 通学負担を軽減するため、通学用バス運行など通学条件の改善をはかってください。

## （回答）

- ア) だいせん聴覚高等支援学校は、自立した社会人への育成を図ることを基本理念として掲げています。確実な進路支援を行うためにも、通勤時の公共交通機関の利用や遅刻しない習慣など、社会人として必要な力を日常的に身に付けていくことが重要であると考えており、通学バスの配置等については予定していません。

## （回答部局課名）

教育委員会事務局 教育振興室 支援教育課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

## 回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会）

## （要望項目）

2 聴覚障害教育を充実してください。

- ② 手話に関する深い知識を身につけて児童・生徒を指導できるように、「聾」学校教職員の研修内容に、手話を必須科目として取り入れてください。

## （回答）

- 聴覚障がい教育においては、言語概念の形成や思考力の育成が重要な課題であり、幼児児童生徒一人ひとりの障がいの状態や発達段階に応じた様々な手段を活用した指導を行うことが大切です。
- 現在、聴覚支援学校においては、言葉による意思の相互伝達を活発に行うため、多様なコミュニケーション手段（聴覚活用、読話、発音・発語、文字、キュード・スピーチ、指文字、手話など）を、幼児児童生徒一人ひとりの実態把握を基にして、その機能の特徴により適切に選択、活用し、円滑なコミュニケーションが行えるように努めています。
- 各聴覚支援学校には聴覚障がいのある教員が勤務しており、研究部が中心となって、その方々を講師とした手話学習会が放課後等を活用して開かれています。単に手話の技術を習得するだけでなく、聴覚障がいの理解や教材の開発やその活用、指導方法などを含めた総合的な研修となるよう工夫されています。

## （回答部局課名）

教育委員会事務局 教育振興室 支援教育課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

## 回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会）

### （要望項目）

2 聴覚障害教育を充実してください。

③府立の聴覚障害を持つ児童・生徒・学生の学校の名称については、「聾」学校の呼称に戻してください。

### （回答）

- 平成19年4月に「学校教育法等の一部を改正する法律」が施行され、盲・聾・養護学校の名称は、法律上「特別支援学校」となりました。このことをふまえ、平成19年12月の大阪府議会において、大阪府立高等学校等条例を改正し、府立盲・聾・養護学校の名称を変更することとなりました。
- 平成20年4月1日から、府立盲学校を府立視覚支援学校に、府立聾学校を府立聴覚支援学校に、府立養護学校を府立支援学校にそれぞれ名称を変更いたしました。
- 「聴覚支援学校」につきましては、今後も当該種別の障がいのある幼児児童生徒に対する教育を継続することから、障がい種別を表す固有の名称としています。

### （回答部局課名）

教育委員会事務局 教育振興室 支援教育課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

## 回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会）

（要望項目）

3②ア

府立高等学校に在籍する発達障がいをはじめとするすべての障がいのある生徒の実態把握をおこない、必要な施策を講じてください。

（回答）

- 府教育委員会としましては、障がいにより配慮を要する生徒への適切な支援のために、実態把握は重要であると認識しております。そのため、平成23年度に全府立高等学校において、支援教育コーディネーターの指名と校内委員会の設置をしたところです。
- 今後とも、「ともに学び、ともに育つ」学校づくりを推進するとともに、個々の生徒の障がいの状況を的確に把握しつつ、学校生活を送る上で支障が生ずることがないように、必要に応じて施設設備の整備や支援機器の拡充を行い、非常勤講師や、平成23年度からスタートした「障がいのある生徒の高校生活支援事業」による臨床心理士や介助員等の支援を継続してまいります。

（回答部局課名）

教育委員会事務局 教育振興室 高等学校課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

## 回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会)

## (要望項目)

3②イ

すべての府立高校にエレベーターの設置など、障害を持つ生徒が安全・安心に高校生活を送れるよう施設設備を充実してください。

## (回答)

府立高校におけるバリアフリー化につきましては、障がいのある生徒が学習活動に支障をきたすことのないよう、福祉のまちづくり条例に基づき、エレベーターをはじめ、多目的（障がい者用）トイレや階段手すりの設置、スロープによる学校内の段差の解消等について、計画的に整備を進めているところです。

## (回答部局名)

教育委員会事務局 施設財務課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

## 回 答

団体名（ 障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会 ）

(要望項目)

4②

期限付講師をはじめとする臨時教職員による配置を改め、正規の教職員による配置をすすめてください。

(回答)

- 教職員の採用につきましては、これまでも可能な限り新規採用者の確保に努めてきたところです。新規採用者数は、児童生徒数や教職員の退職者数、再任用職員数、国の定数改善計画等の動向を踏まえつつ、教育水準の維持や教育課題への対応に配慮しながら、毎年度決定しています。今後とも、可能な限り新規採用者を確保していきたいと考えております。

(回答部局課名)

教育委員会事務局 教職員室 教職員人事課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会 ）

(要望項目)

4③

大阪府として養護教諭を学部ごとに配置してください。

(回答)

- 養護教諭の配置につきましては、国の定数を活用し、各学校の実情を考慮しながら複数配置に努めてきたところでございます。
- 平成22年4月に開校した分校においては、高等部の分校には標準法では配置がないところを、生徒数等を考慮し養護教諭を配置し、さらに、25年当初においては、児童生徒数の増なども考慮し、複数配置としております。
- 更なる、養護教諭の増員につきましては、財政状況が厳しい中、府の単独事業としての配置は困難でございます。

(回答部局課名)

教育委員会事務局 教職員室 教職員人事課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

## 回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会）

## （要望項目）

- 4 適正な教職員配置を行い、障害や児童・生徒の実態に即した、手厚い教育を行って  
ください。
- ④ 大阪府として新たに地域支援のための教員定員数枠を設けてください。当面「障  
害児教育支援整備事業費」（リーディングスタッフの活動保障）の増額をしてくだ  
さい。

## （回答）

- 障がいのある幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて、適切な指導及び必  
要な支援を行う支援教育を進めていくために、小・中学校等や府立支援学校における  
校内支援体制の整備はもとより、府内7ブロックにおいて、府立支援学校と市町村教  
育委員会等が連携し、府が養成したリーディングスタッフを活用して、障がいの重  
度・重複化、多様化による教職員や保護者の様々なニーズに対応できる地域支援体制  
の整備を図っています。

リーディングスタッフが地域支援などの活動を円滑に行えるよう、平成18年度か  
らその活動の時間の一部を支援する非常勤講師の配置を行っており、平成25年度は、  
府立支援学校27校3分校に、配置数に応じ週8時間の非常勤講師を配置しています。

リーディングスタッフについては、国に対しても標準法定数内での配置を強く要望  
しているところであり、今後とも、活動状況等を見極めながら内容の充実を図ってま  
いります。地域支援のために、新たに府独自の定数枠を設けることについては、今の  
ところ予定しておりません。

## （回答部局課名）

教育委員会事務局 教育振興室 支援教育課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

## 回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会）

### （要望項目）

5 障害児学校の学級編制を適正におこなってください。

- ④ 一般・重複障害学級の学級編制は、「義務教育標準法」第3条第1項・同施行令第2条にもとづいておこなってください。また、重複障害学級の編制に際して、児童・生徒総数を「3で除する」という不当な方法を直ちにやめてください。
- ⑥ 学科・学年制にもとづいた学級編制をおこない、違法な「くくり」（複式学級編制）はやめてください。

### （回答）

④⑥

- 学級編制につきましては、学校教育法施行規則及び公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（標準法）等に基づき実施しています。
- 公立の特別支援学校の小・中学部は、標準法において1学級は6人、重複学級は3人を標準として都道府県の教育委員会が定めるとあり、高等部に関しては「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」において1学級8人、重複学級3人を標準とするとあります。
- 重複学級については、「義務教育標準法施行令」第2条に基づき学部を基本として複式学級にて編制を行っています。一般学級につきましても、「児童又は生徒が著しく少ない」場合に複式学級編制を実施しています。
- 複式学級については、解消することは困難ですが、学校の状況を十分把握したうえで、適切な学級編制に努めてまいります。

### （回答部局課名）

教育委員会事務局 教育振興室 支援教育課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

## 回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会）

## （要望項目）

- 6 障害児学校教員の特別支援教育免許状所有率を、全国平均並みに引き上げる措置を講じてください。

## （回答）

- 府教育委員会といたしましても、特別支援学校教諭免許状の保有率向上は、課題であると認識しています。
- 毎年、夏季休業中を利用し、特別支援教育職員免許法認定講習を実施しており、小・中学校、高等学校、支援学校の教員あわせて、のべ1500人程度の方に免許取得に必要な単位を修得していただいております。
- 特別支援学校教諭免許状の保有率向上に向け、認定講習の工夫や人事配置を考慮するなどの方策を検討してまいります。

## （回答部局課名）

教育委員会事務局 教育振興室 支援教育課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

## 回 答

団体名（ 障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会 ）

## (要望項目)

7

教員免許法の改定により聾学校の専門性が損なわれないよう、「聾」教育領域を修めた教員を配置してください。

また、ろう教育の専門性及びろうあ問題と手話についての知識・理解を身につけるために、必要な措置を講じてください。

## (回答)

- 「学校教育法等の一部を改正する法律」の平成19年4月1日の施行に伴い、盲・ろう・養護学校ごとの教諭免許状は、特別支援学校教諭免許状に一本化され、特別支援教育の領域を定めて授与することになりました。
- 教職員の人事異動につきましては、各学校の教育目標の達成を図るため、全府的視野に立ち、適材を適所に配置する観点から、取得免許の内容も含め教職員の適正な配置に努めてまいりたいと存じます。
- また、各校における校内研修に加え、特別支援学校教諭免許状の認定講習を実施しているほか、教員採用選考テストにおいては、一般選考とは別に「特別支援教育を推進するための選考」枠を設け、特別支援教育に関する高い専門性と幅広い知識を有した教員の確保等に努めているところです。

## (回答部局課名)

教育委員会事務局 教職員室 教職員人事課  
教育振興室 支援教育課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

## 回 答

団体名（ 障害者・家族・関係者の要求集会実行委員会 ）

### （要望項目）

10 より豊かで安全な学校給食を子どもたちに保障してください。

- ① 適法な請負であれば安全・安心の学校給食が保障できない障害児学校における学校給食調理業務の民間委託化はやめてください。

### （回答）

府立支援学校における給食調理業務につきましては、在籍する児童生徒の障がいの重度化・重複化に伴い、その内容も多様化している状況にあります。これらに、より適切に対応するため、障がいの状況に応じた段階食（刻み食・ペースト食など）や、多様なメニューの提供が行えるよう、調理時に集中的な人員配置を行うなど柔軟な体制をとり、効果的・効率的な運営を行うことが必要であり、学校給食の充実を図るためにも、民間の活力を導入していきたいと考えています。

なお、府立支援学校の給食調理業務の民間委託化にあたっては、おいしさや安全面・安心面はもとより、委託業者に対して、衛生管理の徹底及び障がい者理解のための研修を十分に行い、安全かつ効果的な運営が図られるよう努めております。

また、現在、民間委託が行われている支援学校においても、学校からの要請に応じて適宜受託業者と話し合いの場をもつなど、学校給食の充実に努めております。

### （回答部局課名）

教育委員会事務局 教育振興室 保健体育課  
支援教育課  
教職員室 教職員人事課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

## 回 答

団体名（ 障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会 ）

## (要望項目)

15 学校予算を増額してください。

- ① 安全で安心して学べるように、「学校安全緊急対策費」を増額して、引き続き警備員を配置してください。

## (回答)

- ① 緊急3ヵ年事業として、平成17年度より府立支援学校にも警備員を配置してまいりました。平成20年度からは、府立支援学校安全総合支援事業として、校門において来校者に記名をお願いし、来校者カードを渡すなどの業務をシルバー人材センターに委託しております。  
今後とも、引き続き、適切に対処してまいります。

## (回答部局課名)

教育委員会事務局 教育振興室 支援教育課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会 ）

(要望項目)

15 学校予算を増額してください。

②教職員旅費・学校管理費予算を増やしてください。

(回答)

児童・生徒の教育活動の裏づけとなる教職員旅費は、従来から教育予算と位置づけし、厳しい財政状況の中、一定の予算措置がされてきたところです。

平成25年度の教職員旅費予算につきましては平成24年度の水準をほぼ確保していると考えています。

(回答部局課名)

教育委員会事務局 学校総務サービス課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

## 回 答

団体名 ( 障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会 )

<p>(要望項目)</p> <p>15② 教職員旅費・<u>学校管理費予算を増やしてください。</u></p>
<p>(回答)</p> <p>学校管理費につきましては、従前から学校運営に支障のないよう、各学校のご意見も伺いながら、実情・実態に即した配分に努めてきたところであります。</p> <p>厳しい財政状況の中ではありますが、今後とも学校運営に支障が生じないよう、必要な予算の確保に努めてまいりたいと存じます。</p>
<p>(回答部局名)</p> <p>教育委員会事務局 施設財務課</p>

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

## 回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会）

## （要望項目）

16 特別支援教育にあたっては、すべての子どもたちの成長・発達が保障されるよう、障害児学校・学級の増設、30人以下学級の実現など十分な条件整備を行ってください。

- ① 30人以下学級の実現など、通常学級に学んでいる障害児やLD、ADHD等の子どもたちへの教育保障と条件整備をおこなってください。

## （回答）

- 発達障がいのある児童・生徒を含むすべての子どもにとって、「わかる・できる」授業づくり・学級集団づくりをすすめるため、平成25年度より「通常の学級における発達障がい等支援事業」を実施し、幼稚園・小学校・中学校に学識経験者を派遣し、効果的な指導方法の実践研究を行っています。  
今後、本事業の研究の成果の普及に努めてまいります。
- 支援学級はもとより、LD、ADHD等の児童生徒を含め通常の学級に在籍する障がいのある児童生徒の指導については、学級担任まかせにすることなく、学校全体で受け止めるための校内体制づくり、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成、指導方法等の工夫改善、さらに学校外からの支援のあり方や教育条件の整備等を進めていく必要があると考えています。
- 平成19年度から、国において、介助員を含めた特別支援教育支援員の配置について、市町村に対し、地方交付税による財政措置がなされています。それらを活用し、特別支援教育支援員として、通常の学級に在籍する障がいのある児童生徒の学習活動をサポートする学習支援員を配置している市町村も年々増加しています。
- 今後とも、府教育委員会としては、市町村教育委員会と協力しながら、小・中学校における校内支援体制の整備を図るとともに、学習支援員を配置する市町村への支援にあたり、必要となる事業財源を確保するよう、国に対しては引き続き要望してまいります。

## （回答部局課名）

教育委員会事務局 市町村教育室 小中学校課  
教育振興室 支援教育課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

## 回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会）

## （要望項目）

- 16 特別支援教育にあたっては、すべての子どもたちの成長・発達が保障されるよう、障害児学校・学級の増設、30人以下学級の実現など十分な条件整備を行ってください。
- ② 通級指導教室を全ての小中学校に設置するとともに増設してください。

## （回答）

- LD、ADHD等の支援の必要な児童・生徒の状況をふまえ、大阪府では、通級指導教室の増設に努めてきました。
- 今年度は、小学校で7教室、中学校で3教室増設し、合計213教室を開設しています。
- 今後とも、国の動向を見極めながら、国定数等を活用し、拡充に向けて努力していきます。

## （回答部局課名）

教育委員会事務局 教育振興室 支援教育課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

## 回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会）

（要望項目）

- 16 特別支援教育にあたっては、すべての子どもたちの成長・発達が保障されるよう、障害児学校・学級の増設、30人以下学級の実現など十分な条件整備を行ってください。
- ③ コーディネーターを専任配置し、学校全体で特別支援教育を進めていくことができる基盤を作ってください。

（回答）

- 支援教育の推進にあたっては、全教職員共通理解のもと、障がいのある児童生徒のニーズを学校全体で受け止め、一人ひとりの障がいの状況に応じたきめ細かな教育の充実など、学校全体の協力体制のもとに推進し、取り組まれるものと考えています。障がいのある幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて、適切な指導及び必要な支援を行う支援教育を学校全体で進めていくため、コーディネーターの役割は重要であると認識しております。
- 文部科学省は、支援教育を推進するにあたり、全ての小・中学校に校内委員会を設置し、支援教育コーディネーターを指名し、校務分掌に位置づけるよう求めています。大阪府内においては、小・中学校、府立支援学校はもとより、府立高等学校においても、校内委員会が設置されるとともに、支援教育コーディネーターが指名され、支援教育コーディネーターの配置状況は、100%となっております。
- 支援学校においては、活動の時間の一部を支援する非常勤講師の配置を行っており、コーディネーターがリーディングスタッフとして市町村教育委員会等と連携し、地域支援活動を円滑に行えるよう、条件整備をしております。また、コーディネーターを複数名指名するなど、校内支援体制の充実も図っております。府立支援学校のコーディネーターについては、国に対しても標準法定数内での配置を強く要望しているところであり、今後とも、活動状況等を見極めながら内容の充実を図ってまいります。

（回答部局課名）

教育委員会事務局 教育振興室 支援教育課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

## 回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会）

## （要望項目）

16-④

高等学校で学ぶ障がいのある生徒の教育保障をすすめるために、適切な教育課程や教材の準備、専門性をもった教職員の確保や定数措置、施設・設備などの条件整備を進め、教育環境を改善してください。

## （回答）

- 府立高校に在籍する障がいのある生徒に対する支援については、平成23年度より「障がいのある生徒の高校生活支援事業」をスタートさせ、エキスパート支援員として臨床心理士等の専門家をも望のある高校に対して配置し、教職員に対する校内研修の開催や、教職員の相談に応じる等の活動を通じて教職員の障がいに対する理解に向けての取組みを進めております。併せて、支援が必要な生徒の状況に応じて、介助員や学習支援員を措置するなど、障がいのある生徒に対する支援の拡充を図っているところです。さらに、平成24年度から「高等学校支援教育力充実事業」を実施し、自立支援推進校・共生推進校のうち4校の支援教育サポート校を中心に、自立支援推進校等がこれまで培った教科指導等のノウハウを府立高校全体で共有し、活用します。
- また、生徒の実情等も踏まえ適切な教員配置に努めてまいりたいと存じます。
- 障がいのある生徒のための施設・設備については、限られた予算の中ではありますが、エレベーター、スロープ・手すりの設置やトイレ改修等を関係課と協議の上計画的に実施しております。また、生徒が支障なく学校生活を過ごせるよう、学校及び関係課と連携し、迅速な整備・改修に努めております。

## （回答部局課名）

教育委員会事務局 教育振興室 高等学校課  
教職員室 教職員人事課  
施設財務課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

## 回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会）

## （要望項目）

17 「発達保障」の観点にたった適切な就学指導をおこなうために、府および市町村に就学指導委員会を設置し、民主的に運営してください。

## （回答）

- 障がいのある児童生徒の就学指導については、平成14年4月に学校教育法施行令の一部改正により、ノーマライゼーションの理念の浸透や地方分権の観点から、障がいのある児童生徒の教育ニーズに応じた適切な教育が行われるよう見直され、市町村教育委員会は、教育学、医学、心理学その他の専門的知識を有する者の意見を聴くものとなっていますが、さらに、平成19年4月1日に、同法施行令の一部が再度改正され、専門的な意見を聴くことに加えて、保護者からの意見聴取を義務づけることが明記されています。
- 市町村教育委員会が行う就学指導・相談については、本人や保護者の意向を十分ふまえながら、子どもの状況等を把握し、教育指導上の観点を含めた総合的な見地から、就学時はもとより、就学後における継続した就学指導・相談が行われるよう、市町村教育委員会を指導してまいります。

## （回答部局課名）

教育委員会事務局 教育振興室 支援教育課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

## 回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会）

<p>(要望項目)</p> <p>18 府内にある特別支援学校に聴覚障害をあわせ持つ重複障害の生徒が在籍しています。聴覚障害の特性にあった教育保障のために、調査をおこない、必要に応じて聴覚支援学校に移るための相談を行う等の対策を講じてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>○ 府内支援学校においては、全ての幼児児童生徒に対し、就学先を決定するための参考として、学校見学及び教育相談を実施しております。</p> <p>聴覚障がいをあわせ有する重複障がいの児童生徒についても、一人ひとりの障がいの状況、本人の教育的ニーズ、本人及び保護者の意見、学校や地域の状況等をふまえ、総合的に判断して、市町村教育委員会が就学先を決定しております。</p> <p>○ 本人の状況と教育課程があわない等、疑問に感じる事があれば、相談できる体制をとっておりますので、気になることがありましたら、まずは在籍している学校に御相談ください。</p> <p>○ 重複障がいのある生徒の教育については、本人・保護者のニーズに配慮しながら教育課程を編成するとともに、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を作成して実施しています。</p> <p>○ 今後とも、一人ひとりの幼児児童生徒に応じたきめ細かな教育が一層充実されるように取り組んでまいります。</p>
<p>(回答部局課名)</p> <p>教育委員会事務局 教育振興室 支援教育課</p>

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

## 回 答

団体名（ 障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会 ）

## （要望項目）

- 1 9 聴覚障害の教職員（事務職員・管理作業員・給食調理員など）を採用してください。また、ろう学校幼稚部・小学部・中等部にも聴覚障害の教員を採用、配置してください。

## （回答）

- 府教育委員会におきましては、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨を踏まえ、これまでも教員等採用試験において、聴覚障がいをはじめ障がいのある受験者に対し、受験上のさまざまな配慮を行ってまいりました。
- 教員につきましては、平成14年度教員採用選考テスト（平成13年度実施）から、障がいのある教員を増やしていくという観点から、障がいのある方を対象とする選考枠を設けて実施しているところです。
- 今後とも障がいのある方々に幅広く受験していただく中で、教員としての適性を有する方を数多く確保していきたいと考えております。
- また、各学校への配置につきましては、適正な教員配置になりますように努めてまいりたいと存じます。
- 事務職員につきましても、知事部局と共同で身体障がい者を対象とした選考を実施し、身体障がい者の雇用の促進に努めているところです。
- なお、技術職員等につきましては、退職した後を補充しないで業務のアウトソーシングを行うことにより定数を削減していくものでございますので、ご理解願いたいと存じます。

## （回答部局課名）

教育委員会事務局 教職員室 教職員人事課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

## 回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会）

<p>(要望項目)</p> <p>20 小学校、中学校、高等学校の正規科目として「手話」を入れるよう、国に要請してください。</p>
<p>(回答)</p> <p>○ 手話は、聴覚障がい者にとって重要なコミュニケーション活動の手段の一つであると認識しており、学校において、手話の授業や学習を充実していく事は大切であると考えております。</p> <p>また、聴覚障がいのある児童・生徒と聴覚障がいのない児童・生徒がともに学び、ともに育つ教育を進めていくためには、障がいに対する理解を深める教育を計画的に推進していく必要もあると考えております。</p> <p>○ 平成24年度は、小・中学校において、総合的な学習の時間などを活用し、503校が手話に関する教育活動を実施しております。</p> <p>その中には、聴覚障がい者の方に講師として来ていただき、手話を学ぶだけでなく、聞き取り学習などを行ったり、聴覚支援学校の先生に来ていただき、聴覚障がいについての学習を行うなど、聴覚障がいに対する理解を深めるための取組みを実施している学校もあります。</p> <p>○ 高等学校については、現行の学習指導要領において、主に専門学科の教科「福祉」の科目である「社会福祉援助技術」「コミュニケーション技術」の内容に手話が含まれており、平成24年度は、これらの科目を開講している高校が9校あります。</p> <p>○ また、平成24年度に、学校設定科目として手話に関する科目を開講している高校が20校あります。</p> <p>○ 府教育委員会として、引き続き、手話を学ぶ機会の充実や、聴覚障がいに対する理解を深めるために、適切な対応を行うよう、市町村教育委員会及び府立学校に対して指導してまいります。</p>
<p>(回答部局課名)</p> <p>教育委員会事務局 教育振興室 高等学校課 市町村教育室 小中学校課</p>

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

## 回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会）

（要望項目）

21 公的な行政関係以外の行事（例えば大聴協主催行事への後援・協賛名義）に際して、「大阪府立聾学校」の名称が使用できるようにしてください。

（回答）

どのような行事を想定されているのかわかりませんが、通常、学校が後援・協賛するケースはないと思われます。

（回答部局課名）

教育委員会事務局 教育振興室 支援教育課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

## 回 答

団体名 ( 障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会 (障連協))

(要望項目)

43

大阪府や市町村で、障害者雇用を積極的に進めてください。

(回答)

- 障がい者の雇用については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨を踏まえ、昭和55年度から、身体障がい者特別選考を実施し、雇用の促進に努めてきたところです。
- 「第4次大阪府障がい者計画」においても、着実に、安定的に障がい者雇用に取り組むため、「毎年度の一般行政職の採用数を基準として、その数の5%を目標に、障がい者雇用を推進する」との目標を掲げて取組みを進めております。
- 平成25年度当初においても一般行政職の採用数165名に対し、身体障がい者を対象とした選考により、合計7名の方を採用するなど、採用数の確保に努めております。
- また、非常勤雇用についても、身体障がい者を対象とした大阪府非常勤職員採用選考を実施し、8名の方を採用しました。
- さらに、府庁における知的・精神障がい者の非常勤雇用を拡充し、その業務経験を活かして、一般企業等への就職につなげることを目的とした「大阪府ハートフルオフィス推進事業」を平成23年4月より実施しております。
- 今後も全国トップクラスの障がい者雇用率を維持し、「第4次障がい者計画」に掲げる目標のもとで、障がい者の方が幅広く能力を発揮できるよう、職域開拓に努めながら、着実に取組んでまいります。

(回答部局名)

総務部 人事局 人事課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

## 回 答

団体名 ( 障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会 (障連協))

## (要望項目) 49

視覚障害者あはき師の就労機会を脅かす、晴眼者養成施設の新設・定員増については、認可しないよう国に働きかけてください。

## (回答)

あはき師養成施設の認定につきましては、「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」により、厚生労働大臣の権限となっており、都道府県知事は申請手続の経由を行っております。

大阪府では、晴眼者養成施設の新・増設の計画の相談があった場合、従来より府内養成施設の状況を説明するとともに、あん摩マッサージ指圧、鍼灸は、視覚障がい者の重要な職域である旨の、大阪府並びに厚生労働省の基本的な考え方を伝え、計画の実現は非常に困難であることをお伝えしています。

厚生労働省に対しましては、養成施設の設置計画書進達の際には、知事の意見書を添付しなければならず、鍼灸師養成施設の場合、晴眼者のはり師及びきゅう師が増加すれば、府内の視覚障がい者の就職の機会等が著しく減少する恐れがあること、晴眼者との競合が激しくなることにより、視覚障がいのある施術者の生計の維持が難しくなる旨を意見として記載しております。

併せて、府内において養成施設のさらなる新・増設が認可された場合、視覚障がい者の就労の場の圧迫が今以上に懸念されること、養成施設の増加により、専任教員が不足し、教育の質の低下につながりかねない状況があることから、一定の認定制限を求めることを文書により要望しております。

## (回答部局名)

健康医療部保健医療室医事看護課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

## 回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会）

（要望項目）

【就労】

52. 特別養護老人ホームの機能訓練指導員として、視覚障害を持つあん摩マッサージ指圧師の雇用を促進してください。また、そのための研修会を積極的に開催してください。（文書回答）

（回答）

- 視覚障がい者あん摩マッサージ指圧師の機能訓練指導員としての採用につきましては、障がい者の雇用の機会を広げ、また利用者へのサービスを向上するという観点からも大変重要なことだと考えております。
- 特別養護老人ホームには、介護報酬の機能訓練指導員加算も活用し積極的に雇用を進めていただくよう呼びかけており、今年度も特別養護老人ホームの集団指導（平成25年6月13日）において「視覚障がい者あん摩マッサージ指圧師の雇用に関する求人情報の提出について」依頼を行ったところです。
- 雇用の状況といたしましては、平成25年度当初で政令・中核市を除く府が所管しております特別養護老人ホーム（全179施設中）、11施設で12名が雇用されております。
- 府では更なる雇用促進に向け、引き続き求人情報の収集に努めており、財団法人 大阪府視覚障害者福祉協会のご協力のもと、府が施設から求人票の提供を受け、それを協会に提出させていただくことにより雇用の拡大を図っているところです。
- 府といたしましては、機能回復訓練が利用者の自立を促し、日常生活を営むのに必要な機能を改善するなど重要な役割を果たしており、また、あん摩、マッサージ、指圧により身体的、精神的にも癒されるといった効果がありますことから、引き続き施設や関係団体に対しまして、特別養護老人ホームにおける視覚障がい者あん摩マッサージ指圧師の機能訓練指導員としての雇用について積極的に対応するよう働きかけてまいりたいと存じます。

（回答部局課名）

福祉部 高齢介護室 介護事業者課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

## 回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会）

<p>(要望項目)</p> <p>【就労】</p> <p>52. 特別養護老人ホームの機能訓練指導員として、視覚障害を持つあん摩マッサージ指圧師の雇用を促進してください。<u>また、そのための研修会を積極的に開催してください。</u>（文書回答）</p>
<p>(回答)</p> <p>○ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会への府の委託事業として、今年度も視覚障がいを持つあん摩マッサージ指圧師の機能訓練指導員を養成するための研修会を実施する予定です。</p>
<p>(回答部局課名)</p> <p>福祉部 障がい福祉室自立支援課</p> <p>関係所属：高齢福祉室介護事業者課施設指導グループ</p> <p>※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。</p>

## 回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会）

（要望項目）

54. 福祉サービス費の利用料・自己負担金について、以下の措置を講じてください。

②一般世帯の利用料負担について、府単独で負担軽減策を講じるようにしてください。 **文書回答**

④福祉サービス利用に関わる光熱水費、食費、施設の日常生活費、医療費、教育費等について、大阪府として独自の減免制度を実施してください。当面市町村民税非課税世帯の実費負担を軽減する措置を府独自で取ってください。 **文書回答**

（回答）

- 大阪府においては、これまでも国に対し、低所得者層への負担軽減の措置など、利用者負担に関する制度改善を求めてまいりました。
- 利用者負担については、累次の制度改正を経て、現在では生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯における利用者負担は無料となり、市町村民税課税世帯である一般世帯の負担上限月額についても、20歳以上の入所施設利用、グループホーム・ケアホーム利用以外の障がい福祉サービス利用者で所得割16万円未満の世帯における負担上限月額は9,300円（それ以外の一般世帯は37,200円、障がい児の場合は別途設定）と設定されております。
- また市町村民税非課税世帯の実費負担への軽減につきましては、従前より、施設入所者において一定の場合に光熱水費や食費の実費負担を軽減する補足給付や、通所サービス利用者の食費の軽減がなされる措置が行われており、その対象とされているところです。
- 総合支援法に基づく障がい者支援制度が全ての障がい者にとって地域で安心して暮らすことができるものとなるよう、法の円滑かつ適正な運用・推進を図ってまいりますとともに、国の社会保障制度改革の動きなどを注視しつつ、今後も国に対する要望を行ってまいります。

（回答部局課名）

福祉部障がい福祉室障がい福祉企画課

## 回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求集会実行委員会)

(要望項目) (福祉)

55 障害者総合支援法下で福祉事業が円滑に運営できるよう報酬の引き上げを図るなど各種支援策を講じてください。

- ① 総合支援法に盛り込まれなかった福祉施設への「日割り実績払い」を見直し、安定した運営が行なえるよう月額払いに戻すよう国に要望するとともに、実施されるまでの間、府独自の支援策を講じてください。(文書回答)

(回答)

- 報酬基準については、国が定めた全国一律の制度であることから、利用者負担にも配慮しつつ、報酬単価を含めた見直しを行うよう、国に対して要望してきたところです。
- 今後とも、障がい児者の施設が安定した運営が行えるよう、適切な報酬基準等の見直しを強く国へ要望してまいります。

(回答部局課名)

福祉部障がい福祉室生活基盤推進課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

## 回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求集会実行委員会）

（要望項目）（福祉・障害者総合支援法）

65 補装具・日常生活用具の交付制度を拡充してください。

⑫ 音声機能を付加したパソコン・周辺機器（点字ディスプレイなど）を視覚障害者の日常生活用具に加えてください。【文書回答】

（回答）

- 日常生活用具給付事業については、障がい者総合支援法における地域生活支援事業として、実施主体である市町村において行われております。
- パソコンにつきましては、平成 14 年度から、重度身体障害者（児）日常生活用具給付事業の給付対象品目に加えられましたが、平成 18 年 10 月からの障害者自立支援法の施行により廃止されました。
- 周辺機器につきましては、障害者バリアフリー化支援事業助成対象品が、市町村日常生活用具種目参考例に組み入れられましたが、具体的な給付品目については、実施主体である市町村の判断により定められることとなっております。
- 大阪府といたしましては、今後とも、視覚障がい者の方々の毎日の生活を便利なものとする音声対応機器を広く給付対象品目として取り入れるよう、市町村に対して働きかけてまいりたいと存じます。

（回答部局課名）

福祉部障がい福祉室地域生活支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

## 回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求集会実行委員会）

（要望項目）（障害者福祉政策）

65 補装具・日常生活用具の交付制度を拡充してください。

⑬ 老人ホーム等の施設に入所している視覚障害者にも点字図書給付事業、いわゆる価格差保障制度が受けられるようにしてください。【文書回答】

（回答）

- 点字図書給付事業は、国の基準に基づき、在宅の重度障がい者（児）への日常生活用具給付事業の中で実施してきましたが、平成18年10月からの障害者自立支援法の施行により、市町村地域生活支援事業の日常生活用具給付等事業として実施されております。
- 国が示す地域生活支援事業の実施要綱には、（日常生活用具給付等）事業は地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業を市町村の判断で効率的・効果的に実施するとされ、対象者は、重度の身体障がい者（児）、知的障がい者（児）、精神障がい者であって、当該用具を必要とするものとされています。
- なお、大阪府盲人福祉センター点字図書館では、点字図書、テープ図書などの製作・貸し出しや、お持ちの資料・パンフレットを朗読する対面朗読サービス、実費負担で希望の図書を点訳・音訳するサービスなどを行っています。

（回答部局課名）

福祉部障がい福祉室地域生活支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

## 回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会)

(要望項目)

【介護保険・介護保険と障害者施策の適用関係】

80. ろうあ高齢者が介護保険制度を利用しやすくするため、以下の施策を実施してください。

①ろうあ高齢者への専門的支援（常時手話などでろうあ高齢者に対応できる職員がいる）をおこなっている事業所に対して、コミュニケーション支援に対する加算を国に要請してください。同時に、コミュニケーション支援に対する負担分に大阪府独自の助成制度を設けてください。（文書回答）

(回答)

- 介護保険制度において、介護報酬は、全国一律の制度となっていることから、府としては、今後とも、介護保険制度の円滑な運営や制度の持続的・安定的な運営を図るため、必要に応じて国に働きかけを行ってまいります。
- なお、大阪府としては、「障がい者の介護保険利用について」という冊子を作成し市町村等に配布するとともに、「介護のこころえ 障がいのある方への配慮について 介護保険サービスに従事する皆さんへ」というパンフレットを作成し介護サービス事業者等へ配布し、ろうあ高齢者の方やその他の障がいを有する方が介護サービスを円滑に利用できるように努めているところで

(回答部局課名)

福祉部 高齢介護室 介護支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会）

		部局課名	大阪府警察本部
要 望 項 目	(要望内容)		
8.5	歩車分離式信号機は、いつ渡れるかの判断がつきづらいので改善してください。		
(回答)			
<p>歩車分離式信号機、音響式信号機は、信号機が設置された交差点を利用される方の安全性の向上に有効であり、生活関連経路を重点に、ご要望を踏まえつつ、道路管理者等と連携を図りながら、順次整備を進めているところです。</p> <p>府下における整備状況につきましては、本年3月末現在で、 全信号機 11,930基のうち、 音響式信号機が 1,505基 歩車分離式信号機が 882基 で、歩車分離式信号機882基のうち、241基は音響式信号機となっております。</p> <p>今後ともご要望を踏まえ、周辺の交通環境等も勘案し、道路管理者等とも連携して音響式信号機の整備を推進して参りたいと考えております。</p>			

団体名団体名 ( 障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会 (障連協))

(要望項目)

89. 点字の選挙公報を発行するよう国に働きかけてください。

(回答)

公職選挙法においては、選挙公報を点字で発行する旨の定めはありませんが、当委員会としましては、視覚に障がいのある選挙人に対して、候補者等の政見を知る機会を確保することが必要であるとの観点から、これまでも都道府県選挙管理委員会連合会を通じて、国に対し法令改正の要望を行ってまいりました。

また、当委員会では、従来から視覚に障がいのある選挙人の選挙権行使について、現行法の範囲内でできる限りの支援を図るという考えのもと、次のような取組みを行っているところです。

○当委員会が管理執行する選挙（衆議院小選挙区、参議院選挙区、府知事、府議会議員選挙）における取組み

- ・一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会が選挙公報の全文等を点字化した「月刊府視協号外」の購入、配付
- ・同協会が選挙公報の全文等を音訳し、録音した音声テープ「選挙のお知らせ」の購入、配付

○国が管理執行する選挙（衆・参議院比例代表選挙）における取組み

- ・社会福祉法人日本盲人福祉委員会が選挙公報の全文等を点字化した「点字毎日号外」の購入、配付
- ・同委員会が選挙公報の全文を音声テープ版及び音声コード付き拡大文字版化した「愛盲時報号外」の購入、配付

当委員会としましては、要望の趣旨を踏まえて、今後も視覚に障がいのある方の選挙権行使について支援を行うとともに、国に対しても働きかけてまいりたいと考えております。

(回答部局課名)

大阪府選挙管理委員会

団体名団体名 ( 障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会 (障連協))

(要望項目)

90. 点字の在宅投票 (郵便投票) を認めてください。

(回答)

選挙の投票については、公職選挙法において選挙当日に投票所へ行けない選挙人の投票権を確保するために「不在者投票」制度が設けられています。

その中で、両下肢に重度の障がいのある方などについては、自宅等において投票できる「郵便等による不在者投票」の制度が設けられていますが、この制度では、点字による投票については対象とされておりません。

当委員会としましては、障がいのある方や寝たきり高齢者など外出が困難な方が参政権を行使する上で「郵便等による不在者投票」制度の拡充が重要であるとの観点から、これまでも都道府県選挙管理委員会連合会を通じて、国に対し法令改正の要望を行ってまいりましたが、要望の趣旨を踏まえて引き続き国に対して働きかけてまいりたいと考えております。

(回答部局課名)

大阪府選挙管理委員会